

鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月6日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第1号

鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成17年鴨川市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号及び第8条第2号中「及び」を「又は」に改める。

第18条第2号及び第22条第2項第1号中「第2条第3号、第4号及び第7号」を「第2条第3号又は第4号」に改める。

第24条第1号中「100分の205」を「100分の215」に改め、同条第2号中「100分の97.5」を「100分の102.5」に改める。

第2条 鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第24条第1号中「100分の215」を「100分の315」に改め、同条第2号中「100分の102.5」を「100分の150」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第24条の規定は、令和6年12月1日から適用する。